

高次脳機能障害者を一人にさせた注意義務違反を認める！（仙台地裁）

2015年3月27日

弁護士 野 呂 圭

【事案の概要】

高次脳機能障害を有し徘徊歴のあるAさんは、被告（NPO法人）が運営する自立訓練通所施設内で東日本大震災に遭い、その後、被告の本部において職員に付き添われて避難生活をしていました。Aさんの家族（未成年の子と義兄）は、被告を信頼してAさんを預けていました。そうしたところ、2011（平成23）年3月23日、被告がAさんの家族に事前の連絡・相談もないままAさんを被告本部からグループホームに移し、Aさんを一人で宿泊させてしまい、Aさんがその日の夜間に外出して、河川で溺水し死亡してしまいました。

Aさんの家族は、被告の安全配慮義務違反又は注意義務違反があるとして、被告に対して損害賠償請求を提起しました。

【判決のポイント】

仙台地方裁判所第3民事部は、2015（平成27）年3月26日、概要以下のとおり判示して被告の責任を認めました。

1 Aさんを保護すべき被告の義務

（1）利用契約上の被災時義務

判決は、「本件サービスの提供中に震災が発生し、これにより本件サービスが中断された本件のような場合、被告には、高次脳機能障害のため、自力では帰宅できず自らの生命、身体の安全を図るために状況判断ができないAさんを保護し、緊急時連絡先である原告らに対し、必要な連絡を行い、速やかにAさんを引き渡すべき本件利用契約上の被災時義務があったと認められる」としつつも、「もっとも・・・、原告らがAさんを引き取るために要する合理的な期間を超えてAさんを引き取らない場合には、被告の本件利用契約上の被災時義務は消滅する」とし、Aさんが自宅に一時帰宅した2011（平成23）年3

月23日以降は、同義務は消滅していると判示しました。

しかし、判決は、3月23日に、Aさんが自宅に一時帰宅した後に再びAさんを被告本部に連れ戻すことを被告が自ら決定して実行した点を看過しているように思われます。

(2) 事務管理者の管理者としての善管注意義務

判決は、「Aさんは、自らの生命、身体の安全を図るための状況判断ができないのであるから、被告としては、遅くとも平成23年3月23日以降は、上記のとおり本件利用契約に基づく保護義務は消滅したというべきであるものの、Aさんを事実上の保護下に置いていた管理者（民法697条）として、原告らなど他にAさんの安全に責任を負うべき者に同人を引き渡すまでは、善管注意義務（同法698条参照）をもってAさんの保護を継続すべき義務を負っていた」と判示しました。

2 被告のAさんに対する注意義務違反

(1) 結果予見可能性

判決は、Aさんに付添を付けないで一人で宿泊させた場合に、Aさんが一人で夜間外出するおそれがあること、外出して宿泊していた施設に戻れなくなる可能性が高いこと、夜間に不案内な場所をさまよい歩いて生命、身体に危険を及ぼし得る場所で事故に遭遇することを、被告は予見できたと判示しました。

(2) 結果回避可能性

判決は、被告において、3月23日以降も職員が同泊しない施設にAさんを移して、Aさんが一人で外出し、死亡の結果を回避することが可能であったと判示しました。

(3) 注意義務違反

判決は、以上を踏まえ、「被告は、平成23年3月23日に、Aさんを一人で施設に宿泊させたこと（本件行為）により、事務管理の管理者としてAさんに対して追っていた善管注意義務に違反した」と判示しました。

3 被告の注意義務違反とAさんの死亡との相当因果関係

判決は、Aさんが付添のない施設に宿泊した際、一人で夜間外出し、不案内な地域において失見当識による徘徊状態となり、川に転落し、こうした突発的な事態に適切に対処できず、1°C前後という外気温の下で死亡することは十分あり得

ることであると判示して、本件行為とAさんの死亡との間には相当因果関係があるとしました。

4 損害・過失相殺

判決は、逸失利益、慰謝料等を認定の上、被告が事業者としての社会的責務及びAさんに対する好意関係に基づいてAさんの保護を無償で継続せざるを得なかったとして、民法722条2項を適用ないし類推適用して、損害について50%の減額をしました。

この点については、3月23日に、Aさんが自宅に一時帰宅した後に再びAさんを被告本部に連れ戻すことを被告が自ら決定して実行した点を看過しているようと思われます。

【判決の意義】

本判決は、高次脳機能障害を有し、徘徊歴のある者を不案内な地域の施設に移して付添を付けずに宿泊させ、それにより死亡の結果を引き起こしたことについて、被告の法的責任を認めた点で意義のある判決でした。

以上